

# 被爆80周年原水禁世界大会基調

## 1. 被爆から80年

1945年8月6日広島・8月9日長崎、原爆被爆から80年を迎えます。一瞬にして多くの命が奪われたばかりか、原爆の熱線による火傷、爆風による外傷、そして放射線による急性障害で、その年末までに広島14万人±1万人、長崎7万3千人超の人々が亡くなったと推定されています。原爆投下直後の地獄を経験し、なんとか生き残った被爆者は「こころ・からだ・くらし」の苦しみを生涯抱えながら生き抜いてこられました。被爆者は「人間として死ぬことも、人間らしく生きること許され」なかったのです。また、日本の植民地政策によって土地を奪われ、やむなく日本に移り住んだり、軍の強制連行によって広島・長崎で働かされていたりした朝鮮半島出身者が、被爆者の約1割いたと推定されています。朝鮮人被爆者は、さらに幾重もの苦しみを強いられました。

1954年に日本漁船・第五福竜丸が、アメリカによるビキニ環礁での水爆実験により被曝したことを契機に高まった原水爆禁止を求める市民の声は、1955年の第1回原水禁大会開催へと繋がっていきます。その大会では、「核兵器の廃絶」と「被爆者救済」を運動の両輪とすることが確認され、「原水爆が禁止されてこそ、真に被害者を救うことができる」という宣言が採択されました。それ以来70年、「核兵器の廃絶」は「被爆者との約束」となり、「被爆者救済」と共に、今日まで原水禁運動の基本理念として受け継がれています。現在の核をめぐる国際情勢は、その約束を果たすこととは程遠い状況にあることは忸怩たる思いです。その事実に向き合いながら、私たちは一日も早い核兵器廃絶を実現させなければなりません。

広島・長崎の被爆の実相を原点とする原水禁大会は被爆26周年の1971年、アメリカによるビキニ環礁での水爆実験によって被曝したのは、日本漁船だけでなく南太平洋のロンゲラップ環礁を含めたマーシャル諸島に住む人々も被曝しているという事実を、ミクロネシアの代表者が参加し、実態を訴えたことにより、知ることになります。そして被爆27周年の1972年原水禁大会にはロンゲラップのリーダーだったジョン・アンジャインさんが参加し、核兵器廃絶と被爆者との連帯を訴えました。原爆による被爆者の他にも、核実験における核被害者＝ヒバクシャがいる事実を目の当たりにし、その後も原水禁は、世界のヒバクシャとの交流によって仏領ポリネシアの住民など、世界各地で核保有国の核実験被害がもたらされている事実について認識を深めてきました。そして1975年にフィジーで開催された「非核太平洋会議」では、オーストラリアの先住民族・アボリジナルピープルの参加者から「ウラン鉱山は、私たちの祖先の聖地にある。その聖地がとりあげられ、私たちの同胞の無知をよいことにして、ウラン鉱石採掘の最も危険な所で、低賃金で働かされているのである」という訴えを聞いたことによって、「核絶対否定」の考えを確立させる大きな契機となりました。核実験の被害を受けたのは植民地支配を受けた国々であったこと、ウラン鉱石採掘に従事させられていたのは先住民の人々が中心であったことから、核開発はいつも差別と抑圧の社会的構造の中で、核被害者＝ヒバクシャに一方的に被害を押しつけてきたことが明らかです。被爆79周年原水禁世界大会では、アメリカのレッド・ウォーター・ポンド・ロード・コミュニティ協会（RWPRCA）のエディス・フッドさんとテリー・ケヤナさんから、ウラン鉱石採掘による、長年にわたる環境汚染と被曝の実態についての報告を聞きました。あらゆる段階で核被害者＝ヒバクシャが生み出される事実にも向き合いながら、原水禁はヒバクシャ援護を求め、ヒバクシャとの連帯を深めてきました。

このように「核兵器絶対否定」から、核開発を進める社会そのものを否定する「核絶対否定」へと原水禁運動は進展してきました。1960年代以降、各地域の原水禁組織や労働組合が原発や原子力船に反対する運動を積極的に行ってきたことも一つの契機として、1975年に「核と人類は共存できない」とする基本理念を打ち出し、それ以来50年、決して揺らぐことのない運動を展開してきました。

2025年は、被爆から80年、日本軍国主義の侵略戦争の敗戦80年、第1回原水禁大会から70年、基本理念の確立から50年、それぞれ節目の年を迎えることとなります。今回の原水禁世界大会は、これまでの原水禁運動の歴史に学びながら、先達の確立してきた基本理念を継承し、ヒロシマ・ナガサキの被爆の実相を原点とする今日の原水禁運動の到達点とその課題を改めて確認したうえで、未来へと繋げていく契機と捉えたいと考えます。

## 2. 原水爆禁止をめぐる国際・国内情勢と課題

2022年2月にロシアによる侵攻によって始まったウクライナとの戦争が終結を見通せません。2023年10月に始まった、イスラエルによるパレスチナ自治区ガザへの一方的で凄惨を極める攻撃によって、多くの市民の命が奪われ続けています。

さらにウラン濃縮を進めるイランに対し、イスラエルが核施設等への攻撃に踏み切り、さらにアメリカのトランプ政権はイランとの外交交渉最中であつたにも関わらず、地下核施設の破壊を目的とした攻撃を行うという直接軍事介入を行いました。トランプ政権は、イランが核兵器を開発していると主張する一方、その証拠を国連に提示して非難決議を追求する努力もせず、イランがアメリカへ軍事攻撃を行う計画が存在する事実もなく、核拡散防止条約（NPT）違反にもあたると、イランの核施設への破壊攻撃を行ったのです。これらは明らかに、国連憲章、ジュネーブ条約、NPTへの重大な国際法違反であり、原水禁はこの行為を許すことはできません。日本政府は「法の支配」を基本にした国際秩序を重んじるうえで、明確に抗議をすべきです。

戦況が長期化・悪化する中、ウクライナでは、ロシアが戦術核使用の威嚇発言を公然と行い、核使用に関する軍事ドクトリン改定を承認しました。核保有国から支援を受けている場合は非核保有国の通常兵器による攻撃であっても、核兵器での反撃を行うことを可能にするもので、アメリカなど各国によるウクライナ支援の動きをけん制し、核兵器使用のハードルをより下げるものです。一方、ウクライナ支援においてアメリカのトランプ政権との隔たりから、フランスが「ヨーロッパ独自のフランスによる『核の傘』」の方針を示すなど、核軍縮に逆行する新たな動きも見られます。

冷戦期をピークとして核保有国全体の核兵器保有数自体は減少傾向にありますが、核保有国で兵器の「近代化」（小型化・高性能化）と技術の向上がさかんに行われ、作戦配備または将来用貯蔵の現役核弾頭数が増えていることから、核軍縮に向かっているとは到底言えません。現に、長崎大学核兵器廃絶研究センター（RECNA）によれば、5つの核兵器国（アメリカ・ロシア・フランス・イギリス・中国）とインド、パキスタン、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国の9か国が保有する核弾頭総数は、2013年以降減少し続けましたが、2025年6月現在1万2,340発となり、初めて前年比で220発増加しています。総数から退役・解体待ち弾頭数を差し引いた現役核弾頭数は2018年に増加傾向へ転じ、増減を繰り返しながら、2025年6月現在9,615発（前年比32発増）となっています。

アメリカは核兵器の「近代化」を積極的に推進するとともに、未臨界核実験を継続的に実施し

てきました。ロシアは、2024年5月にウクライナ侵攻の出撃拠点であるロシア南部軍管区で戦術核兵器を扱う部隊による軍事演習を実施、2024年10月には大規模核攻撃を想定した陸海空の戦略核戦力「核のトライアド（3本柱）」の演習を実施しています。中国は核弾頭数を大幅に増強しています。また、インド・パキスタン・朝鮮民主主義人民共和国がすでに公然と核兵器を保有し、イスラエルも核兵器保有が確実視されています。さらに、イランの核開発を懸念する多くの声があがっています。こういった状況は、核兵器が決して戦争を抑止するものではなく、戦争を継続させ、核戦争へ発展させる現実的可能性を示していると言えます。

中距離核戦力（INF）全廃条約が2019年8月に失効し、アメリカとロシアの新戦略兵器削減条約（新START）は、ロシアのプーチン大統領による2023年2月21日の履行停止表明で有名無実化され、2026年2月5日には条約自体も自然失効し、アメリカとロシアの核軍縮条約はすべてなくなります。こうした中で核拡散防止条約（NPT）と核兵器禁止条約（TPNW）が、核軍縮・核兵器廃絶をめぐる国際的な動向の中心軸となっています。しかし、アメリカによるイランへの核施設への攻撃により、NPT体制の危機的状況が深化する可能性が高まっています。

2026年に開催予定の核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けた第2回準備委員会が、2024年7月22日から8月2日にかけて、ニューヨーク国連本部で開催されました。第1回の準備委員会ではまとまらなかった核軍縮に関する議論を要約した議長総括の発表に至ったものの、ロシアの反対により「各国が合意した内容ではない」との注釈がつくことになるなど、各国の対立が浮き彫りになっています。2026年2月にはアメリカとロシアの新STARTが失効するのを目前にして、核兵器国、とりわけアメリカとロシアに対し、これ以上の核軍拡を中止し、目の前にある核戦争の危機を回避するための枠組みを再構築し、核軍縮に向けて真摯に努力するよう、強く迫る必要があります。核戦争には勝者がいないことは明らかです。

2025年3月3日から7日にかけて、ニューヨークで開催された核兵器禁止条約（TPNW）第3回締約国会議では87か国、163のNGO・市民団体の参加がありました。最終日には「国際情勢の不安定化が進む中でも核なき世界に向けた取り組みを強化する」という政治宣言を採択しています。これまでオブザーバー参加をしていたベルギーやドイツなどを含めNATO加盟国が揃って参加を見送ったことは、アメリカとの軋轢等を避ける情勢を色濃く反映した結果であり、極めて残念です。

2024年のノーベル平和賞は日本被団協が受賞しました。これまで被爆者が国内はもとより、世界各国で語ってきた凄惨な体験が、次のヒロシマ・ナガサキを生み出さず、核兵器使用を許さない「核のタブー」の基盤となってきました。私たち原水爆禁止を願う多くの市民は、この受賞に励まされました。日本被団協の受賞を契機に、それまで核兵器禁止条約（TPNW）への署名・批准、オブザーバー参加に前向きな姿勢をまったく示さなかった日本政府は、過去のオブザーバー参加した国を参考に、日本がオブザーバー参加することを「検討する」と表明しました。しかし、具体的な検討過程やその結果についての説明は十分になされないまま、政府はオブザーバー参加を見送り、さらに政権与党の自民党は、党としての参加もしませんでした。日本被団協のノーベル平和賞によって高まった核兵器廃絶への具体的な前進は、こういった日本政府の姿勢によって水を差されたこととなります。今すぐ日本政府は核兵器禁止条約（TPNW）への署名・批准をし、核兵器廃絶をめざす国との連携を積極的に図るべきです。

2026年には核兵器禁止条約（TPNW）発効から5年を迎え、その内容についての再検討会議が11月から12月にかけて開催される予定になっています。2026年4月から5月にかけて開催予定のNPT再検討会議とあわせて、両再検討会議が国際社会全体で核兵器の軍縮・廃絶への具体的な前

進が図られるのか、極めて重要な局面を迎えます。

核と戦争をめぐる危機的状況を反映し、科学誌「原子力科学者会報 (BAS)」は、「終末時計」の針が人類滅亡まで「残り89秒」と発表しています。2024年から1秒すすんだことになり、これまでで最短の数字です。核兵器が存在し続ける限り、国際社会の対立や分断が深まるほどに、その使用リスクが高まる現実を目の当たりにする日々が続いています。一時の為政者の誤った判断により、決して核兵器が使用されることがないように、日本被団協のノーベル平和賞受賞を契機として、国の枠を超えた市民運動の盛り上がりを作り出していかななくてはなりません。そして日本政府に対しては、「非核三原則」の法制化を求め、またアメリカの「核の傘」に頼る安全保障ではなく、「北東アジアの非核化」をめざす政策へ転換するよう強く求めなければなりません。原水禁はその先頭に立つ決意です。

### 3. 原発・核燃料サイクル推進の「核の商業利用」に反対し、脱原発の実現をめざす

私たちの原水禁運動は、これまで「核と人類は共存できない」として「核の商業利用」に対して一貫して反対してきました。核を利用することは、「軍事」目的以外は「平和利用」となるような幻想がふりまかれ、特に原子力発電という巨大なエネルギーが人類に幸福をもたらすように語られてきました。1953年アメリカのアイゼンハワー大統領が国連演説で打ち出した「核の平和利用」は、核兵器開発をより一層進めると同時に、核開発の危険性を覆い隠しながら「核の商業利用」である原発の開発を進めるための宣言でした。その「核の平和利用」は日本を含む世界での原発の積極的な建設へと繋がってきました。

原水禁は「核絶対否定」の考え方から、この「核の平和利用」なるものは虚構でしかないことを、これまでも訴えてきました。「核の商業利用」としての原発・核燃料サイクル推進に反対し、脱原発を実現させる運動を展開してきました。

東京電力・福島第一原発事故発生から14年が経過した現在においても、事故収束が見通せず、原子力緊急事態宣言が出されたままです。広大な地域が放出放射能で汚染され、生活の基盤である地域コミュニティが破壊され、約16万人が苦難の避難生活を余儀なくされました。福島県では直接死1,605人の1.5倍もの災害関連死2,348人（福島県災害対策本部：2025年5月1日現在）が生み出されています。「年20ミリシーベルトの避難指示基準」を下回ったからと言って「避難指示」が解除されても、帰還者は少なく、生業もコミュニティも事故前には戻れません。福島県災害対策本部集計では、今なお2万4千人（福島県災害対策本部：2025年5月1日現在）が福島県内外で避難生活を続けています。

このような事故被害者の現状にもかかわらず、政府は事故の責任を認めず、「避難指示解除から10年」を目処に、2023年度から避難指示地域等住民の「医療費等減免措置」を、段階的に廃止し始めました。私たちは、このような原発事故被害者の切り捨てを許すことはできません。政府には「国策による被害者」である住民に対して、医療費等減免措置を継続し、原発事故で被曝させられたすべての住民と労働者に、医療・健康保障を行うよう求めます。

岸田前政権は2023年5月に、GX（グリーン・トランスフォーメーション）脱炭素電源法を成立させ、原発再稼働を進め、「40年廃炉の原則」を撤廃して60年運転を可能とし、適合性審査や行政指導・運転差止仮処分命令等で停止した期間だけさらに延長できるように改変しました。石破政権はこれを引き継ぎ、「第7次エネルギー基本計画」の2025年2月閣議決定で、「原発依存度の低減」から「原発の最大限活用」へと重大な方針変更を行いました。これらは事故の教訓と被害の現状

を全く顧みないもので、あたかも福島第一原発事故は終わったと主張するかの如くです。

2024年に発生した能登半島地震では、家屋倒壊等の被害は11万棟を超え、道路が至る所で寸断されて孤立集落が多発しました。志賀原発（石川県）に重大な損傷が生じ、屋内退避も「安全な住民の避難」もできず、原発重大事故時の避難計画は完全に破綻しました。「安全な住民の避難計画」の策定など、地震大国日本においては到底できないのです。

柏崎刈羽原発（新潟県）の再稼働をめぐるっては、地元の同意が焦点になっています。2025年3月27日、「柏崎刈羽原発再稼働の是非を県民投票で決める会」が県に対し、再稼働の是非を問う県民投票の実施を求め、14万3,196人分の有効署名簿を提出しました。条例案制定を請求するも、4月18日に開かれた県議会の本会議において、反対多数で否決されました。「原発」再稼働の是非を問うことは「高度な専門知識を必要とする複雑なテーマ」であり県民投票に「ふさわしくない」との反対意見が議員から出されましたが、知事が「原発」再稼働の是非を判断するためには、公聴会や市長村長との対話以上に、県民投票の実施は県民の意思を見極める有効な手段であったはずで、条例の制定を県に直接請求するために必要となるおよそ3万6,000人を大幅に超えた14万3,196人にもものぼる署名は、政府による再稼働実現への圧力に対する、住民自らの意思を示したという大きな意味を持ちます。

加圧水型原発12基に続き、福島第一原発と同じ沸騰水型原発2基が再稼働しましたが、柏崎刈羽原発6・7号（新潟県）と東海第二原発（茨城県）は地元了解が得られず、再稼働できない状態が続いています。東海第二原発の再稼働に向けた安全対策工事の施工不良、大飯原発3号機4号機（福井県）や川内原発1号機2号機（鹿児島県）などの老朽化が進み危険性が増す原発の運転延長など、原発再稼働はさまざまな問題を抱えています。

再稼働した原発では、使用済燃料の貯蔵量が増え、燃料交換後に貯蔵用プールが満杯となっていきます。これに対応するために六ヶ所再処理工場（青森県）の操業を開始しようとしています。27回も竣工延期を繰り返して、いまだ完成することはありません。仮に操業できたとしても、現状では、これまでの国内プルサーマル実績に基けば10%程度の操業に留まらざるをえず、政府の方針である「全量再処理」は困難であると言わざるを得ません。

原発の使用済燃料からプルトニウムを回収し、再利用するMOX燃料にして再び原発で利用しようとするプルサーマル計画については、イギリス政府が「計画を中止し、プルトニウムを固定化処理して地中処分する」（プルトニウムは廃棄物とする）という方針を2025年の1月に打ち出しました。イギリスで保管中の日本のプルトニウム21.7トンについても、有償での処分を選択肢として提示しています。フランス政府は、「プルサーマルを実施する」として操業を続けてきましたが、再処理工場の予想以上の腐食進行などの老劣化で操業度が落ち、MOX燃料加工工場も品質不良で操業度が落ちています。再処理対象外の使用済MOX燃料の貯蔵量が2,500トンを超えてプール貯蔵容量を圧迫し、原発稼働率低下でプルサーマルも進まないという悪循環に陥り、プール満杯による原発の運転停止が迫っています。そのフランスには、日本のプルトニウムが約14トンあり、行き場を失っています。

石破政権は、こうした原発・核燃料サイクルの国内外の現実を直視し、六ヶ所再処理工場の閉鎖とプルトニウム利用政策の中止を決断し、脱原発・脱再処理へエネルギー政策を抜本的に転換すべきです。

2023年にドバイで開催された国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）での国際的合意である「2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍、エネルギー効率を2倍にすること」、お

よび2023年に札幌市で開催されたG7気候・エネルギー・環境大臣会合でのコミュニケ（共同声明）にある「2030年代前半に石炭火力廃止」を文字通りに進めるための、エネルギー基本計画の改定が必要です。その下で私たちは、再生可能エネルギーの最大限導入、一層の技術開発を促す実効性のある政策と、エネルギー多消費生活を見直すライフスタイルの確立を両輪として、脱原発社会の実現を求めていきます。

福島第一原発事故でメルトダウンした核燃料のデブリ約880トンについて、2024年11月に0.693グラム、2025年4月に0.187グラムの試験的取り出しがありました。当初計画の2021年内から3年延期された試験的取り出しは、いまだ1グラム足らずが精いっぱいという状況です。デブリ取り出し用の敷地確保を目的としたトリチウム汚染水（ALPS処理水）の海洋放出が強行され続けています。現在発生している汚染水のトリチウム濃度は運用上の放出上限である50万ベクレル/リットルを超えていて、減衰を待ってしか放出できません。地下水や雨水の建屋流入量は漸減し続けており、雨水対策を一層強化し、サブドレン水位を少し下げれば地下水の建屋流入量はゼロに減らせます。海洋放出を直ちに中止し、タンクによる地上保管を継続し、地下水や雨水の建屋への流入を止め、トリチウムの減衰（半減期12.3年）を待つべきです。「ALPS処理水」を汚染水と呼ぶことが「風評被害」を引き起こすと喧伝し、福島第一原発事故を引き起こした加害者たる政府・東電が、あたかも被害者であるかのようにすり替えられる議論の矛先転換を許すわけにはいきません。

原発によって発生した使用済燃料や、再処理後の高レベルガラス固化体など、高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の行き場はありません。北海道の寿都町と神恵内村に続き、佐賀県の玄海町も文献調査受入れを表明しましたが、北海道には核を持ち込ませないとする「核抜き条例」があり、佐賀県知事も「新たな負担を受け入れる考えはない」と強調しています。周辺自治体や住民からも不安の声が出ています。そもそも地震大国日本において、放射線の影響がなくなる10万年もの間、安定・安全に、政府が考える地層処分ができる適地などありません。現世代の責任として、高レベル放射性廃棄物をこれ以上生み出してはなりません。生み出してしまったものは次世代にも見える形で、地上で保管し続ける以外にありません。今のように、高レベル放射性廃棄物を生み出し続けながら、どこで地層処分するかを検討し続けることは、「核のごみ」を生み出した政府の責任を棚上げにする「押しつけあい」にほかなりません。脱原発を1日も早く実現しなければ、世代を超えた公平な取り組みを検討することすらできないのです。

原水禁は「核の商業利用」そのものから脱却し、核エネルギーに頼らない再生可能型の循環社会の構築に向けて、取り組みを強めていきます。核エネルギーの利用を「安全」に行うことよりも、それに頼らない社会こそが「命を大切に作る社会」とであると確信しています。

#### 4. ヒバクシャ援護・連帯

厚労省によると被爆者の平均年齢は85歳を超え、2025年3月末で人数も10万人を初めて切りました。被爆者は「国家補償に基づく被爆者援護法」を求めて長年たたかい、被爆者の権利として、医療支援や諸手当支給等「援護策」を勝ち取ってきました。国家補償に基づく被爆者援護法を求めるたたかいは、国の戦争責任を問い、国が引き起こした戦争によって日本人の被爆者や、戦争被害者を出したことへの謝罪と補償を求めるというだけでなく、日本が起こした侵略戦争の中で、強制連行などで広島・長崎へ連れてこられたことによって被爆した朝鮮半島出身者などに対しても、日本政府が謝罪し被害を補償するよう求める重要な課題でもあります。そして二度とそ

のような戦争を起こさせないことにつながるたたかいでもあります。「国家補償」に基づく「被爆者援護法」を求めるたたかいは、原水禁が被爆者とともにたたかい続ける重要な課題でもあります。

一方、これまで被爆者が自身の凄惨な体験を世界各国で語ってきたことが、核兵器使用を抑止する力となってきました。被爆者の真の救済は「核兵器の廃絶」の実現にあります。二度と同じ体験をしてほしくないという強く願う被爆者の切なる願いの実現に向け、日本政府をはじめとした世界各国は、真摯にその声に耳を傾け、核軍縮への具体的な行動をもってその実現をめざしていくべきです。

長崎では、旧長崎市の外で被爆したため被爆者とみなされず、いまだに被爆者健康手帳を取得できない「被爆体験者」が、裁判を通して被爆者であるとの認定を求めてたたかっています。広島では2021年、「黒い雨」被爆者裁判の高裁判決によって、より広範な雨域にいた人々に「原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない」として被爆者健康手帳を交付すべきだとされ、国が上告を断念したため判決が確定しました。しかし、長崎でも同じような状況であったにも関わらず、国は「被爆体験者」に被爆者健康手帳を交付しようとしていません。同じ国の制度下で生活する住民へのこのような差別は許されません。2025年4月から「被爆体験者」に新たな医療支援制度が始まりましたが、国はあくまでも「被爆体験者」制度を改めるつもりはありません。これまでも原水禁は繰り返し「被爆体験者」は被爆者だと訴えてきました。科学的根拠もない単なる行政区域の線引きによって、長く差別的状況に置かれ、苦しんできた「被爆体験者」は、今すぐ救済されなければなりません。被爆者が高齢化している中で、これ以上問題解決に時間をかける猶予はありません。原水禁は多くの市民のみなさんと共に運動を強め、一刻も早い解決を政府と国会に求めます。

原爆放射線の遺伝的影響を「否定することはできない」もとの、被爆二世・三世が健康不安や健康被害を訴えています。全国被爆二世団体連絡協議会（二世協）は、「被爆二・三世問題の所在を社会的に明らかにし、全ての被爆二世を援護の対象とすること」をめざして裁判をたたかっています。しかし、国は一貫して「遺伝的影響は今のところ明らかになってはいない」、「二世への医療支援等の援護は必要ない」という姿勢を崩していません。マウスなど動物実験などの研究においても、放射線の遺伝的影響は明らかであり、「ヒトも例外ではない」と国連科学委員会も報告しています。原水禁は、「原爆放射線の遺伝的影響を否定できない被爆二世・三世にも被爆者援護法の適用を」求める二世協の運動を支持し連帯します。また、被爆者の高年齢化が進む中で、被爆二世・三世はその意志を引き継ぎ、核廃絶をめざし、再びヒバクシャをつくらせない運動に取り組んでいます。私たちは、この運動を支援していきます。

広島・長崎には強制連行などにより、日本に連れてこられたことで被爆させられ、その後、日本に居住しない、あるいは日本にいないということで被爆者援護法に基づく援護を受けられないまま放置されてきた「在外被爆者」問題があります。これまで「在外被爆者」問題解決にむけた運動の成果によって、制度的には日本の被爆者との格差は少なくなりました。しかし、いまだに朝鮮民主主義人民共和国にいる「在朝被爆者」は、国交がないことなどを理由に援護の対象外に置かれています。「在朝被爆者」への個人援護を、一刻も早く実現させなければなりません。

核被害者＝ヒバクシャは、核の軍事利用からも、原発・核燃料サイクルからも生み出されます。核の軍事利用と原発・核燃料サイクルは、技術的にも政治的にも完全に区別することはできません。広島・長崎で被爆した原爆被爆者をはじめ、植民地支配等によって核実験被害を押しつけら

れたロンゲラップ島等の人々、ウラン採掘・精錬・濃縮・プルトニウム生産・再処理等、核兵器製造の各工程、および核施設の除染や核廃棄物の処理・処分に従事する被曝労働者、またこれらの核施設周辺の住民等、多くのヒバクシャが生み出されてきました。「核の平和利用」と謳われて進められてきた原発・核燃料サイクルにおいても、チェルノブイリやフクシマの原発重大事故被害等はもちろんのこと、日常運転の原発や核燃料サイクル等によって、多くの労働者・住民が被曝させられ、放射能による環境汚染がもたらされています。これら被曝や放射能汚染は、先住民や下請労働者をはじめ、植民地支配や社会的差別、抑圧、搾取を受けている人々に、特に深刻な被害を押しつけてきました。

核兵器禁止条約（TPNW）の第6条・第7条では核兵器の「使用・実験の被害者」への援助と、「実験・使用に係る活動の結果汚染された」地域の環境回復が明記されています。そして、核兵器を使用・実験した締約国は、被害国に対して被害者支援・環境回復を目的とした援助を行う責任があると記載されています。原水禁はヒバクシャの訴えを背景に、核軍縮・核廃絶をめざす国際条約に「被害者援助」が初めて明記されたことを評価します。そして、核兵器の材料生産を担うウラン鉱石採掘によって、被曝させられてきた世界の先住民等を含むヒバクシャが、核兵器禁止条約（TPNW）による援助の対象となるよう求めます。

一方、核兵器禁止条約（TPNW）は前文で、「核兵器の使用・実験」と同じく、多くの核被害をもたらしている「核の平和利用」については、締約国にその権利を認めています。核の「平和利用」と軍事利用を完全に分離することは技術的にも政治的にも不可能であり、「平和利用」は常に軍事利用への転化の危険性を伴います。私たちは、軍事利用だけでなく「平和利用」にも反対です。ウラン鉱石採掘被害を受けている先住民をはじめ、世界の全てのヒバクシャと連帯し、「核絶対否定」の立場を堅持し、核被害をもたらした国や軍需産業・原子力産業の責任を問い、核の軍事利用はもちろん、「核の平和利用」にも断固反対し続けます。

## 5. 戦争も、戦争準備も許さない

原爆被爆80年は同時に、日本軍国主義による侵略戦争の敗戦80年でもあります。日本軍国主義の戦争責任を明確にすることは私たちにとって重大な課題のひとつです。日本軍国主義による東アジアと東南アジアや太平洋諸島への侵略戦争がアメリカ軍による広島・長崎への原爆攻撃を招くことに繋がりました。そのことによってアメリカ軍による原爆攻撃そのものを決して正当化することはできません。1945年2月のアメリカとイギリスのヤルタ会談で欧州戦勝利3ヶ月以内にソ連の対日参戦が決まり、1945年5月9日にナチスドイツが降伏した時点で、日本敗北も明らかだったと考えられます。原爆投下はアメリカによる戦後の世界支配体制構築の一環だったと考えられます。

経済的・政治的・軍事的に強い国が、弱い国を支配するのは帝国主義・植民地主義・軍国主義であり、東アジアや東南アジア、太平洋諸島では今でも日本軍国主義への根深い脅威が拭い去れません。私たちはそのことを自覚し、深く反省し、平和憲法で「戦争と武力による威嚇・行使を永久に放棄」し「陸海空軍その他戦力を保たず、交戦権を認めない」と宣言したのです。これを遵守することこそが、国際的な日本の立ち位置なのです。

グローバル・ファイヤーパワーによる2025年の「世界の軍事力ランキング」によれば、日本の「軍事力」は、アメリカ、ロシア、中国、インド、韓国、イギリス、フランスに次ぐ8位と高い位置にあります。安倍政権による2015年の安保法制制定から、集団的自衛権の行使容認など戦後の

安全保障政策の大転換によって、「戦争ができる国」への道のりを歩み、アメリカから最新鋭ステルス戦闘機F35や無人偵察機グローバルホークなど軍事装備品をFMS（対外有償軍事支援に基づく取引）で次々と購入し、調達実績を2009年度約620億円から2018年度約4,078億円へ急増させました。さらに、岸田政権は2022年末、「2023～27年度の5年間の防衛費総額を43兆円」とし、「2027年度に国内総生産GDP比2%へ増額する」方針を打ち出したのです。これに沿って、ミサイルの射程を1千km以上へ延ばし、敵基地攻撃能力を一層高めたスタンド・オフ・ミサイル「12式地对艦ミサイル能力向上型」の開発が進められています。沖縄では、住民の反対を押し切ってアメリカ軍の辺野古新基地建設が強行される一方、南西諸島にミサイル部隊を増強するため、奄美大島（2019年）、宮古島（2019年）、石垣島（2023年）に駐屯地が開設されました。これらが敵基地攻撃の拠点と化したことで、有事の際には真っ先に標的となるのです。沖縄戦の惨状から明らかなように、最大の犠牲者は住民です。沖縄戦の悲劇を繰り返してはなりません。

日本軍国主義への深い反省から、このような軍事費大幅増と戦争準備に反対する声をあげていかねばなりません。「戦時中の大学の軍事研究加担」への反省から日本学術会議は戦後一貫して軍事研究への協力を拒否してきましたが、菅政権による学術会議会員の任命拒否や学術会議法人化による政府介入強化が、大学の軍事研究への動員につながるようなことがあってはなりません。それは日本の軍国主義国化への大きな一歩につながるからです。

## 6. 原水禁運動の次世代継承

高校生平和大使が選ばれ、核兵器廃絶と世界平和の実現をめざす運動が始まって28年。街頭に立ってその実現をめざす署名を集める高校生一万人署名活動とあわせて原水禁は、その支援に取り組みながら、核兵器廃絶・平和運動の「次世代継承」の具体について、検討を進めてきました。日本被団協のノーベル平和賞授賞理由でも、国内において次世代継承が進んでいることが評価されました。核兵器禁止条約（TPNW）締約国会議に参加する多くの青年層からは、核兵器廃絶は自分たちが暮らすこれからの社会において成し遂げなくてはならない重要課題であることが繰り返し語られています。高校生平和大使・高校生一万人署名活動の支援を通して、現世代としての責任も明確にしながらか、「次世代継承」の具体的進展を図っていく必要があります。

青年層が、広い視野で社会に存在する課題について向き合っていく姿を見るにつけ、未来の社会への希望を感じることが出来ます。原水禁世界大会を、次世代が活躍し、世代間の交流を深め、原水禁運動をはじめさまざまな運動を継承・発展させる一つの場面として考えていきます。

核エネルギーについて考えるときに、その影響がもたらす気候変動問題の観点から、青年層の運動への参加が増えています。「脱炭素電源」と称して原子力発電を進めようとする動きも強まる中で、福島第一原発事故の現実や能登半島地震による教訓などを通して、原発の問題点を気候変動問題の観点から考える青年層とも共有し、「核絶対否定」の原水禁運動への積極的な参加が図られるよう、連帯を深める必要があります。

## 7. まとめ

これまで述べた多くの問題・課題に対して日本政府は、「命の尊厳」を軽んじる態度や政策に終始しています。被爆国日本が国際社会において果たすべき役割は、明確な核絶対否定と平和憲法の堅持であるべきです。特に核兵器禁止条約（TPNW）の重要な柱の一つとなっている核兵器の「使用・実験の被害者」への支援においては、被爆者援護法を持つ日本が世界各国の先頭に立つ

ことが求められています。いまだアメリカの「核の傘」による安全保障に依拠し、核兵器禁止条約（TPNW）に後ろ向きな姿勢を貫く日本政府が「核兵器保有国と非核兵器保有国の橋渡し役」などと主張しても、国際社会からの信頼が得られるとは到底考えられません。信頼醸成に向け、日本の有する経験を世界に向けて発信することが必要です。

原水禁はこれまで、マーシャル諸島、仏領ポリネシアやアルジェリア（サハラの大規模核実験）、そしてカザフ（セミパラチンスク核実験場）やアメリカ（ネバダ核実験場）の核実験被害者、アメリカでウラン鉱石採掘被害を受けた先住民、チェルノブイリ原発事故の被害者等の、ヒバクシャとの交流と連帯を図ってきました。しばらくの間、感染症の流行等もあって途絶えがちになっていた現地交流の再開に向けても、必要な準備等の検討を進めていきます。

被爆80年を迎える2025年。原水禁は6月28日に東京で「原水禁・被爆80年を考える集い」を開催し、これまでの運動の成果を踏まえながら、具体的な核廃絶への道のりを歩み続けることを確認しました。

一つの節目である80年をどうとらえるのか、一過性のものではなく継続した取り組みこそが重要です。これまで実際に被爆者や戦争体験者が語る実相には、経験したからこそ込められる思いと熱量がありました。具体的な話は聞く側の想像力を掻き立て、戦争や原爆に対する恐怖をしつかりと植え付ける力がありました。今後こう言った役割を、被爆者や戦争体験者以外の世代がいかに担うことができるのか、決して簡単なことではありません。それでも二度と私たちと同じおもいを経験してほしくないとする被爆者の言葉を、忘れることなどできません。言葉、表情、しぐさ等々、必ず核のない社会を実現させると強い決意を帯びて発信することができるのか、そのことを考え続けていきたいと思えます。

原水爆禁止を願う市民と労働者の運動の高まりが、これまで原水禁運動の根幹となってきました。80年経ってもその運動の経験と成果は決して色あせることはありません。むしろ「草の根」として広がってきた原水禁運動のこれまでの運動の経験と成果を再確認し、その歩みを続けることにこそ未来の希望を見出していきたいと思えます。

世界では、一向に戦争による惨禍で命を落とす現実が終わりません。「核も戦争もない平和な21世紀に！」をメインスローガンに掲げてきたこの原水禁世界大会。21世紀も、はや4半世紀が終わろうとしています。決してあきらめることはなく、第1回原水禁大会で交わした被爆者との約束の実現に向け、力を尽くしていかねばなりません。

核兵器が存在することで、互いに戦争を起こすことができず、結果として抑止力になるという考え方があります。この核抑止論をどう乗り越えていくのか、核兵器をなくそうとする世界各国がその検討を進めています。原爆によって一瞬にして奪われた多くの命の前で、そして80年経ってもいまだその後遺症で苦しむ被爆者の前で、そういった核抑止論を展開することができるのかと私たちは問いかけます。被爆の実相にこそ、真の核抑止力があると考えているからです。二度と同じ過ちを繰り返してはならず、戦争と核の危険性を高めることも決して許してはなりません。

このような情勢の中で迎える「被爆80周年原水爆禁止世界大会」は、ともに考え、学び、今後のさらなる原水禁運動の進展に向けた大きな契機となることをめざします。被爆者の思いにこたえ、日本国内と世界のヒバクシャとつながりながら、核のない世界を希求し、各地での日常における原水禁運動にいかす大会としていきたいと思います。多くの市民の声が、必ず日本政府を、国際社会を動かすことでしょう。